

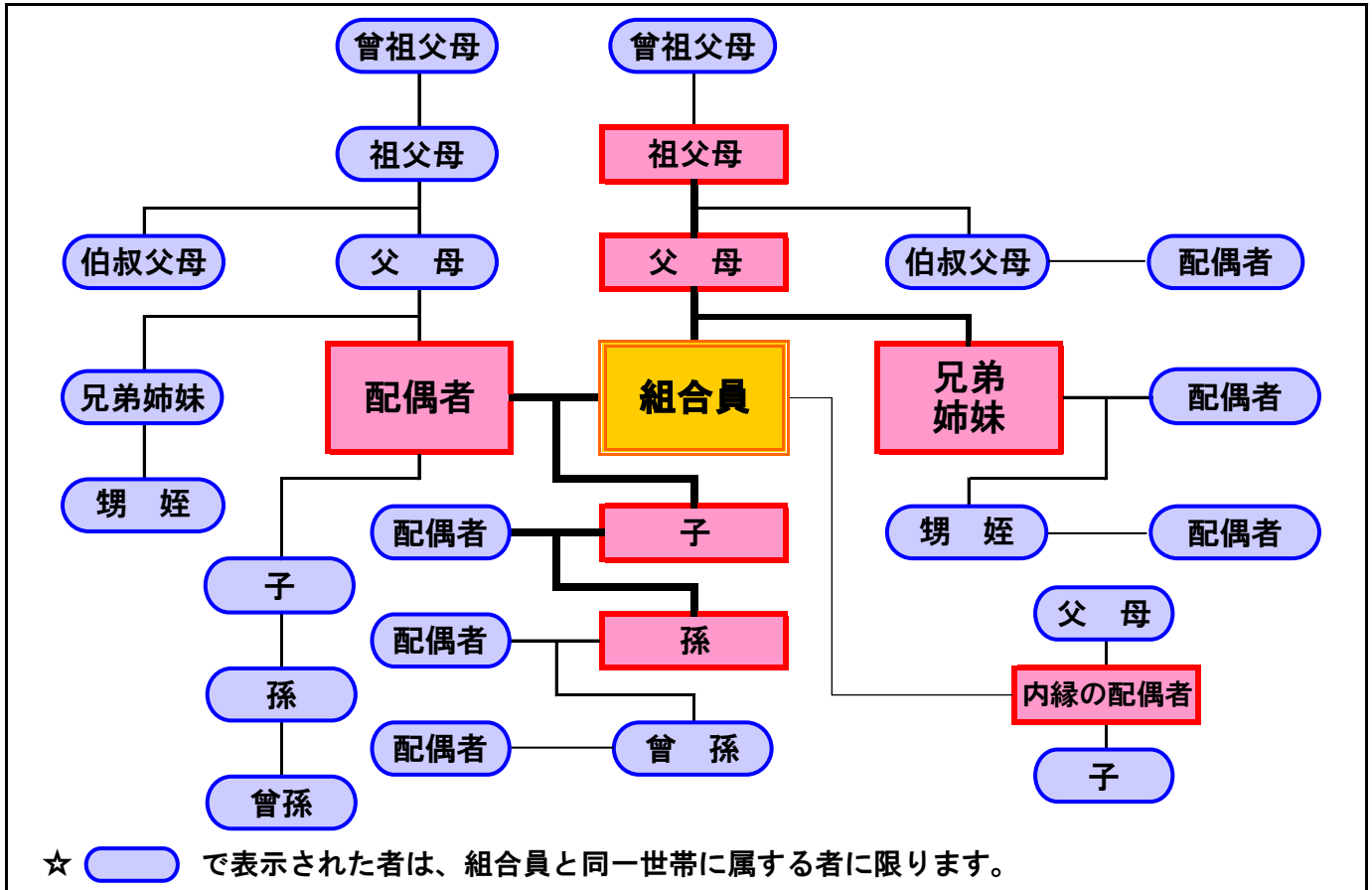
熊本市町村職員共済組合被扶養者認定事務取扱基準

この基準は、地方公務員等共済組合法等の規定による被扶養者の資格要件を具体的にあらわし、熊本市町村職員共済組合（以下「組合」という。）における被扶養者の認定及び認定取消の事務取り扱いを適正かつ円滑に行なうことを目的として定めるものです。

第1 被扶養者とは

被扶養者とは、表1に掲げる者（以下「認定対象者」という。）のうち、主として組合員の収入によって生計を維持している者をいいます。ただし、後期高齢者医療制度の被保険者は除きます。

表1 三親等内親族図



(1) 組合員と同一世帯に属するとは

「組合員と同一の世帯に属する」とは、組合員と生計を共にし、かつ、同居している場合をいいます。ただし、病院勤務の看護師のように勤務上別居を要する場合若しくはこれに準ずる場合又は転勤等に際して自己の都合により一時的に別居を余儀なくされる場合には、同居していることを要しません。

注1) 1階に親世帯、2階に子世帯が住む二世帯住宅、同一敷地内にある親世帯と子世帯の住居、マンションの階違いに親世帯と子世帯の住居のような、日常生活はお互い干渉せず自立した生活を営み何かあれば助け合うという住居形態に居住する者は、組合員と同一世帯に属する者に該当しないものとします。

注2) 表2に掲げる特例に該当する場合等は同一世帯の延長線上にあるものとし、該当者は組合員と同一世帯に属する者とみなします。

表2 組合員と同一世帯に属する者に準じて取り扱う特例

ア	同一敷地内（地番違いの隣接敷地を含む。）の組合員の住居及び被扶養者の住居の双方に、両者が同居できるスペースがない等のやむを得ない事情があると認められる場合（このような場合でも、食事、その他の日常生活を共にしていることを前提とする。）
イ	病院若しくは診療所に入院又は入所している場合
ウ	身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、老人保健施設等に入所している場合

※ イ又はウに該当する者は、原則として入院又は入所前に組合員と同居していた者に限ります。

(2) 養子縁組者等の範囲について

子については実子及び養子を、父母については実父母及び養父母を、孫については実子の実子、実子の養子、養子の実子及び養子の養子を、祖父母については実父母の実父母、実父母の養父母、養父母の実父母及び養父母の養父母をいいます。兄弟姉妹については養父母の子である兄弟姉妹を含みます。内縁の配偶者の父母及び子についてはその配偶者の死亡後におけるその父母及び子を含みます。

第2 被扶養者になれない者

次の各号のいずれかに該当する認定対象者は、被扶養者になることができません。

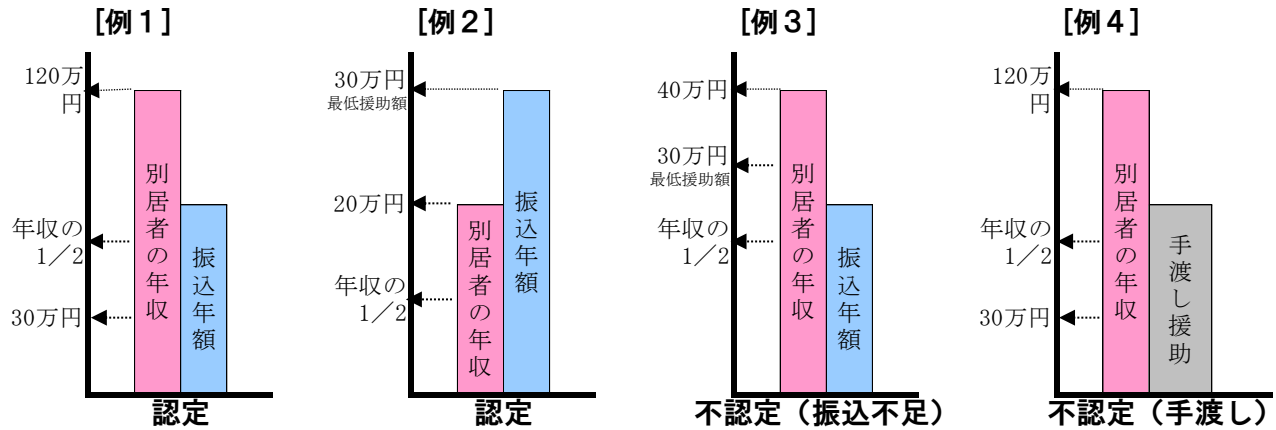
- ① 共済組合の組合員、健康保険の被保険者又は船員保険の被保険者である者
- ② その者について、組合員以外の者が地方公共団体・国・その他から扶養手当を受けている者（組合員が育児休業の承認を受けたため、それまで組合員に支給されていた扶養手当が打ち切れ、組合員の配偶者に当該扶養手当が支給されている場合を除く。）
- ③ 組合員が他の者と共同して同一人を扶養する場合において、社会通念上、組合員が主たる扶養者ではない者
 - 注) 組合員夫婦が共同して扶養している者については、被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、原則として年間収入（認定申告日の属する年の前年分の年間収入とする。）の多い方を「主たる扶養者」として取り扱うものとします。ただし、次のいずれかに該当するときは、この原則は適用しないものとします。
 - ア 夫婦双方の年間収入が同程度（1割以内の差額であれば同程度とする。）である場合
 - イ 組合員が育児休業の承認を受けたため、当該育児休業期間中、組合員の収入金額が組合員の配偶者の収入よりも一時的に少なくなる場合
- ④ 配偶者（組合員を除く。）があり、夫婦の合計収入年額が288万円を超える者
 - 注1) 夫婦の合計収入年額が288万円未満であっても、個人単位で認定基準を超える者については被扶養者として認められません。
 - 注2) 夫婦の合計収入年額が288万円未満であっても、その者の配偶者が社会保険の被保険者である場合は、原則として、当該配偶者の被扶養者となるべきものとします。
- ⑤ 組合員の血族たる子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及び配偶者以外の者であり、かつ、組合員と同一世帯に属していない者
- ⑥ 組合員の血族たる子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であり、かつ、組合員と同一世帯に属さず、組合員から表3に掲げる条件を満たす金銭援助を継続して受けていない者

表3 金銭援助の条件

最低援助額 (月当たり)	認定対象者の前年収入年額 × 50% ÷ 12ヶ月【千円未満切捨】 ※この算式で計算した金額が25,000円に満たない場合は25,000円
金銭援助の回数	表9に掲げる各四半期毎に最少1回
必須提出書類 (事実確認用)	預貯金通帳写し、振込領収書写し、カード利用明細写し、その他の送金事実が確認できる書類
摘要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認定対象者の住宅諸費用(家賃、電話代、光熱給水費等)について、組合員が負担している場合は金銭援助とみなします。この場合、事実確認ができる書類の提出が必要になります。 ○ 手渡申立書、手渡領収書等は金銭援助として一切認められません。 ○ 物品援助の現金換算は認められません。 ○ 組合員以外の者から金銭援助を受けている場合の「最低援助額」は、上記の算式による金額以上かつ組合員以外の者からの援助額以上の金額とします。 ○ 認定対象者の月收入が年の途中で増加した場合は、その翌月から援助額も増額するものとします。

☆ 別居者への仕送り（援助額）の考え方

仕送りは、被扶養者の毎月の生活を経済的に支援する資金であることから、仕送り方法は金融機関等からの振込みとし、組合員から被扶養者の口座へ定期的に継続して送金していることが必要になります。このため、手渡しによる仕送りの場合は、確認が取れないため原則認められません。



⑦ 年額130万円以上の恒常的な収入がある者

（その者の収入の全部又は一部が公的年金等のうち障害を支給事由とする給付に係る収入である場合又は60歳以上の者であって、その者の収入の全部又は一部が公的年金等に係る収入である場合には、年額180万円以上の恒常的な収入がある者）

注1) 年額130万円及び180万円の換算について

給与収入又は雇用保険の基本手当等のように月単位又は日単位で収入を得ている者については、その者の生活実態に即した判定を行うため、収入基準である年額130万円及び180万円（以下「認定基準額」という。）を月額又は日額単位に換算して審査を行うものとし、収入月額又は収入日額が換算後の認定基準額以上となる場合は認定できないものとします。換算後の認定基準額等については表4に掲げるとおりです。

表4 認定基準額換算表

換算単位	130万円の換算額	180万円の換算額	換算の対象となる収入
月額	108,334円	150,000円	毎月定期的に得られる給与収入等（※） 雇用保険の再就職手当・就業促進定着手当
日額	3,612円	5,000円	雇用保険の基本手当 傷病手当金、育児休業手当金

※ 1年未満の雇用契約（更新可能な契約及び雇用延長条項等がある契約を除く。）を結んで就労する場合の給与収入等については、認定対象者の実情に応じて換算を行うかどうか判定するものとします。

注2) 恒常的な収入について

給与や年金のように継続して得られる収入全般を恒常的な収入といい、退職金や譲渡所得のような一時的な収入は恒常的な収入に該当しません。具体的な「恒常的な収入」については、表5に掲げるとおりです。

表5 「恒常的な収入」一覧表

該当する収入	事業収入、不動産収入、利子・配当収入、給与収入、報酬、公的年金等（※1）、雇用保険の基本手当、再就職手当・就業促進定着手当、傷病手当金、育児休業手当金、企業年金・個人年金（一時金による一括受取分を除く。）、日本学術振興会特別研究員に支給される研究奨励金、司法修習生に対する資金貸与金、児童手当、児童扶養手当、株式売却による収入金額（※2）、保育士の処遇改善手当、その他
該当しない収入	退職収入・譲渡収入・山林収入等の一時的に得た収入、奨学金、雇用保険の高年齢求職者給付金・特例一時金、その他
<p>※1 公的年金等とは次に掲げる年金（障害・遺族を支給事由とする年金を含む。）です。 国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、独立行政法人農業者年金基金法、その他の法律により支給される年金たる給付</p> <p>※2 具体的な事例に即して判断します。年間複数回、株式売却による収入を得ている場合等には恒常的な収入とみなし、1回のみ株式売却で得た収入の場合には恒常的な収入に該当しないものとします。</p>	

注3) 「収入と所得」及び「必要経費」について

この基準における収入とは、所得税法の所得をさすものではなく、認定対象者の恒常的な収入の総額をさしており、収入を得るために修理費、管理費、役務費等の経費の支出を要するものについては、社会通念上明らかに当該収入を得るために必要と認められる経費（以下「必要経費」という。）に限りその実額を控除した額とします。所得税の白色確定申告用の収支内訳書に記載されている経費を被扶養者認定事務上の必要経費として認めるかどうかの認否については、表6に掲げるとおりです。

表6 必要経費の認否一覧表

凡例 ○=認める経費、×=認められない経費

収支内訳書（一般収入用）			収支内訳書（農業収入用）			収支内訳書（不動産収入用）			
科目（所得税法）	認否		科目（所得税法）	認否		科目（所得税法）	認否		
売上原価	○		雇人費	○		給料賃金	○		
給料賃金	○		小作料・賃借料	○		減価償却費	×		
外注工賃	×		減価償却費	×		貸倒金	×		
減価償却費	×		貸倒金	×		地代家賃	○		
貸倒金	×		利子割引料	×		借入金利子	×		
地代家賃	○		その他の経費	租税公課	×	その他の経費	租税公課	×	
利子割引料	×			種苗費	○		損害保険料	×	
その他の経費	租税公課	×		素畜費	○		修繕費	○	
	荷造運賃	×		肥料費	○		雑費	×	
	水道光熱費	○		飼料費	○		株式に係る取扱い		
	旅費交通費	×		農具費	○		科目（所得税法）	認否	
	通信費	×		農薬衛生費	○	取得費	○		
	広告宣伝費	×		諸材料費	○	委託手数料	○		
	接待交際費	×		修繕費	○	※この一覧表に記載されていない科目で、所得税法上の経費として認められているものについては、個別に判定します。なお、給与収入・年金収入等、この表以外の収入については、原則として必要経費は認められません。			
	損害保険料	×		動力光熱費	○				
	修繕費	○		作業用衣料費	×				
	消耗品費	○		農業共済掛金	×				
福利厚生費	×	荷造運賃手数料		×					
雑費	×	土地改良費		○					
		作業委託費	○						
		雑費	×						
		専従者給与	○						

第3 収入に関する審査について

扶養の事実が生じた日又は組合員からの届出があった日（以下「審査基準日」という。）における認定対象者の将来の収入推計額及び過去の収入実績額（以下「審査対象額」という。）が認定基準額を超える場合は被扶養者として認定できないものとし、審査対象額が認定基準額を超えた被扶養者については認定を取り消すものとし、

(1) 審査対象額について

① 将来の収入推計額

表7に掲げる収入区分に応じ当該各欄に掲げる金額とします。

表7 将来の収入推計額の算定方法

収入区分		将来の収入推計額
年額	公的年金等	申告時の公的年金等の支給年額（未決定の年金については試算額）
	上記以外の収入	過去の収入実績額を基に将来の収入を推計した額
月額	給与収入	月給制 (月給額 + 諸手当) + (年間賞与 ÷ 12)
		日給制 (日給額 × 週平均勤務日数 × 4 + 諸手当) + (年間賞与 ÷ 12)
		時給制 (時給額 × 週平均勤務時間数 × 4 + 諸手当) + (年間賞与 ÷ 12)
日額	雇用保険	再就職手当・就業促進定着手当
	雇用保険	基本手当日額
	傷病手当金	傷病手当金日額
	育児休業手当金	育児休業手当金日額

※給与収入の諸手当及び年間賞与とは、労働条件等に定められた支払い確実な賃金をいいます。

② 過去の収入実績額

表8に掲げる収入区分に応じ当該各欄に掲げる金額とし、月額単位の収入については、1年を表9に掲げる四半期に分割し、審査基準日が属する四半期の直前の四半期の合計収入額を3で除して得た額（以下「平均収入月額」という。）を審査対象とします。例えば、審査基準日が第2四半期に属する場合、第1四半期の平均収入月額が審査対象になります。

表8 過去の収入実績額の算定方法

収入区分	過去の収入実績額
年額単位の収入	前年の総収入金額 - 必要経費
月額単位の収入	平均収入月額 { (直前四半期の給料総額 ÷ 3) + (過去1年間の賞与総額 ÷ 12) }
日額単位の収入	収入日額

表9 四半期分割表

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
該当月	1月、2月、3月	4月、5月、6月	7月、8月、9月	10月、11月、12月
審査基準日	1月1日	4月1日	7月1日	10月1日

(2) 大幅な収入減少が認められる場合の取り扱い

審査基準日において、退職、事業廃業又は事業縮小等により大幅な収入減少が認められる者については、過去の収入実績額は審査の対象としないものとします。

(3) 農業収入の名義と耕作者が異なる場合等の取り扱い

名義上の収入の帰属にかかわらず、実態は誰に帰属するかによって判定します。したがって、組合員名義の収入であっても実態として父母や配偶者が農業に従事している場合は、父母や配偶者の収入として取り扱うものとし、この取り扱いは農業以外の事業についても同様とします。

(4) 認定対象者が18歳未満の者又は学生である場合の取り扱い

18歳未満の者及び学生（学校教育法第1条に規定する学校の学生（同法第44条、第45条、第54条及び第54条の2に規定する定時制課程の学生、通信制課程の学生、夜間課程の学生及び通信による教育を受けている学生を除く。この基準において同じ。））については、通常稼働能力がないと考えられるため、原則として収入審査は行わないものとします。

(5) 短期間雇用者について

健康保険法によると季節的業務に使用される者とは、4ヶ月を超えずに使用される場合と定められています。給与収入者であっても、季節的・臨時的業務に4ヶ月以内の雇用期間を定める契約（再契約及び雇用延長条項等がある契約を除く。）を結んで雇用される者は、月額判定ですより年額で判定した方がより実態に即していると考えられるので、このような場合は事業収入者同様、年額によって判定します。

第4 認定及び認定取消等について

被扶養者の認定、認定取消及び認定取消後の再認定の制限等については、次に掲げるとおり取り扱うものとします。

(1) 被扶養者の認定

① 認定日の取り扱い

認定対象者（表12に定める取消期間中の者を除く。）が、新たに被扶養者としての要件を備えることとなった場合は、その日から被扶養者になることができます。ただし、組合員からの届出が扶養の事実が生じた日の翌日から起算して30日以内（初日不参入）になかった場合は、届出日からの認定になります。

② 認定手続きについて

被扶養者の認定を申告するときは、被扶養者申告書に表10に掲げる書類（事情により他の書類を依頼する場合あり。）を添付し、所属所長を経由して組合に提出するものとします。ただし、任意継続組合員の親族が新たに被扶養者としての要件を備えることとなった場合は、所属所長を経由せず直接組合に提出するものとします。

③ 組合員被扶養者証及び判定通知書の発行について

組合は、組合員から申告があった認定対象者を被扶養者として認定したときは、組合員被扶養者証及び判定通知書を所属所を経由して（任意継続組合員の場合は直接）当該組合員に交付するものとします。

表 10 認定時の添付書類

区分	添付書類等
必須書類	<p>① 生計維持関係調査票 「申告の理由」欄には、認定対象者が18歳以上の場合は必ず扶養しなければならない理由を詳しく記入してください。</p>
	<p>② 組合員と認定対象者の続柄が確認できる「戸籍謄本」(注1)及び組合員の「住民票謄本」(組合員と別世帯に属している者を申告する場合は、認定対象者の「住民票謄本」) (注1) 住民票謄本で組合員と認定対象者の続柄が確認できる場合は、「戸籍謄本」の提出は省略できます。ただし、婚姻及び養子縁組による申告の場合は省略できません。 なお、出生による申告の場合は母子健康手帳の「子の保護者・出生届出済証明(写)」の提出をもって、「戸籍謄本」及び「住民票謄本」の提出があったものとみなします。</p>
	<p>③ 組合員及び認定対象者(18歳未満の者を除く)の所得証明書(注2) (注2) 所得証明書は原則として「市区町村長の証明があるもの(原本)、かつ、収入金額が記載されているもの」とします。なお、認定対象者以外の者(組合員等)の「所得証明書」については、市町村民税・県民税特別徴収税額の決定通知書(写)の提出をもって、「所得証明書」の提出があったものとみなします。以下同じです。</p>
該当者のみ提出を要する書類	<p>④ 組合員及び認定対象者(18歳未満の者を除く)に事業収入等があれば「確定申告書・収支内訳書(写)」(注3) (注3) 「確定申告書・収支内訳書(写)」は確定申告している者のみ提出してください。以下同じです。</p>
	<p>⑤ 組合員に配偶者があり、かつ、当該配偶者が組合員の被扶養者でない場合は、組合員の配偶者の「所得証明書」及び「確定申告書・収支内訳書(写)」</p>
	<p>⑥ 認定対象者に配偶者がいる場合は、認定対象者の配偶者の「所得証明書」及び「確定申告書・収支内訳書(写)」</p>
	<p>⑦ 認定対象者が現在事業所に勤務している場合は、組合様式による「雇用証明書」</p>
	<p>⑧ 認定対象者がハローワークに求職の申込みをした場合は「雇用保険受給資格者証(写)」、受給延長申請をした場合は「受給期間延長通知書(写)」、求職の申込みをしなかった場合は「離職票2(写)(注4)」、雇用保険未加入者が退職した場合は事業所発行の「退職証明書」(注5)。また、生計維持関係調査票の確約書を記入し、提出してください。 (注4) 離職票2を紛失している場合は、退職証明書等を提出してください。 (注5) 退職証明書は、①健康保険の有無、②雇用保険制度の有無、③退職日の項目が含まれるよう証明を受けてください。</p>
	<p>⑨ 認定対象者が傷病手当金を受給している場合は、「傷病手当金の受給額が確認できる書類(写)」また、育児休業手当金を受給している場合は、「育児休業手当金の受給が確認できる書類(写)」</p>
	<p>⑩ 認定対象者が公的年金等を受給している場合は、当該年金の年金決定通知書・支給額変更通知書等の「最新の年金額が確認できる書類(写)」、請求中の場合は「年金試算書(写)」</p>
	<p>⑪ 認定対象者が組合員と別居している場合は、組合員からの金銭援助を確認するため、預貯金通帳、振込領収書、カード利用明細書等(組合員が負担した認定対象者に係る家賃・電話代・光熱給水費の領収書等を含む。)、組合員から認定対象者への「送金の事実が確認できる書類(写)」 ※ 手渡し援助は一切認められません。</p>
	<p>⑫ 認定対象者が組合員の配偶者(20歳以上60歳未満の者に限る)である場合は、「国民年金第3号被保険者関係届」及び「配偶者の基礎年金番号が確認できる書類(写)」</p>
	<p>⑬ 認定対象者が児童手当、児童扶養手当を受給できる場合は、認定後手当の「金額を確認できる書類」</p>

- ☆ 組合員が個人番号を組合に提供している場合は、組合員の「住民票」の提出は省略できます。
- ☆ 認定対象者が被扶養者申告書に個人番号を記載している場合は、認定対象者の「住民票」の提出は省略できます。
- ☆ 認定対象者が被扶養者申告書に個人番号を記載し「同意書」を提出する場合は、認定対象者の「所得証明書」の提出は省略できます。
- ☆ 被扶養者が個人番号を組合に提供している場合で新たに「同意書」を提出する場合は、被扶養者の「所得証明書」の提出は省略できます。
- ☆ 認定対象者が配偶者及び18歳未満の子（18歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）については、⑪「送金の事実が確認できる書類(写)」の提出は省略できます。
- ☆ 学生(定時制課程等の学生を除く)については、「在学証明書」の提出を条件として、⑪「送金の事実が確認できる書類(写)」の提出は省略できます。
- ☆ 認定対象者が事実婚の配偶者等である場合は、事実婚を証明する書類の提出が必要です。
- ☆ 事情によっては、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

(2) 被扶養者の認定取消

① 取消日の取り扱い

被扶養者が、表11に掲げる取消事由に該当した場合は、同表の認定取消日欄に定める日に被扶養者の認定を取り消すものとします。

表11 認定取消時の添付書類

取消事由		認定取消日	添付書類	
死亡		死亡日の翌日	戸籍抄本、死体埋火葬許可書(写)等	
離婚		離婚日の翌日又は内縁関係解消日の翌日	戸籍謄本	
離縁		離縁日の翌日	戸籍謄本	
養子縁組		養子縁組日	戸籍謄本	
婚姻		婚姻日	被扶養者の戸籍抄本	
健康保険加入(就職)		健康保険の加入日	健康保険証(写)	
同居要件者が組合員と別居		組合員と別居した日	住民票謄本(別居日が確認できるもの)	
生計維持関係の終了		生計維持関係終了日の翌日	組合員の申立書	
収入金額の基準額超	年金受給	既裁定	年金改定通知書の発行日	年金改定通知書等(写)又は支給額変更通知書(写)
		新規裁定	年金決定通知書の発行日	年金証書等(写)又は年金裁定通知書(写)
	事業収入の増加	収入年の翌年7月1日	確定申告書(写)及び収支内訳書(写)	
	給与収入の増加	翌四半期の1日 (※)	雇用証明書又は給与支払明細書(写)	
	雇用保険受給	基本手当の支給開始日	雇用保険受給資格者証(写)	
	傷病手当金受給	傷病手当金の支給開始日	傷病手当金額が確認できる書類(写)	
	育児休業手当金受給	育児休業手当金の支給開始日	育児休業手当金額が確認できる書類(写)	
	その他の収入増加	基準を超えた日	所得証明書及び確定申告書(写)	
扶養調査時	金銭援助不足		—	
	被扶養者夫婦の合計収入の増加	扶養調査年の7月1日	被扶養者夫婦それぞれの所得証明書、事業収入があれば確定申告書(写)及び収支内訳書(写)	

※ 給与収入者は、表9に掲げる四半期毎の3ヶ月平均額で判定します。ただし、給与収入者であっても、雇用時点で明らかに認定基準額108,334円以上の収入が見込まれる場合は、その時点で扶養認定できません。

(注1) 異なる単位の収入を同時に得ている場合の認定取消日は、実情に応じて判定します。

(注2) 実情によっては上記に定める認定取消日以外の日に取り消すことがあります。

② 取消手続きについて

被扶養者の認定取消を申告するときは、被扶養者申告書に表 1 1 の提出添付書類欄に掲げる書類（事情により他の書類を依頼する場合あり。）を添付し、所属所長を経由して組合に提出するものとします。ただし、任意継続組合員が申告するときは、所属所長を経由せず直接組合に提出するものとします。

③ 組合員被扶養者証の返納及び判定通知書の発行について

組合員は被扶養者が表 1 1 に掲げる取消事由に該当したときは、所属所長を経由して組合員被扶養者証を組合に返納するものとし、組合は被扶養者の認定を取り消したときは、所属所を経由して判定通知書を当該組合員に交付するものとします。

なお、任意継続組合員の場合は所属所を経由せず直接返納又は交付するものとします。

(3) 認定取消後の再認定の制限について

表 1 2 に掲げる取消事由に該当したため被扶養者の認定を取り消された者については、認定取消日から起算して同表の取消期間欄に定める期間を経過するまでの間は、再び被扶養者となることができないものとします。

ただし、当該取消期間中に大幅な収入減少が認められる場合はこの限りではありません。

表 1 2 認定取消期間一覧表

取 消 事 由		取消期間又は取消日
金銭援助不足（扶養調査時）		1 四 半 期 間
被扶養者夫婦の合計収入の増加		1 年 間
過 去 の 収入実績	年額単位の収入	1 年 間
	月額単位の収入	1 四 半 期 間
雇用保険の基本手当		基本手当の支給期間
傷 病 手 当 金		傷病手当金の支給期間
育 児 休 業 手 当 金		育児休業手当金の支給期間

(4) 国民年金第 3 号被保険者手続きの代行

第 3 号被保険者の認定に関しては、被扶養者認定事務と密接な関係にあることから、手続きの一部については組合が代行することとなっています。該当する配偶者を認定申告される場合は、「国民年金第 3 号被保険者関係届」を提出ください。

なお、被扶養者の認定日と国民年金第 3 号の資格取得日が異なる場合は、「国民年金第 3 号届に係る証明書」が必要です。

また、該当する配偶者を削除申告される次の場合も、「国民年金第 3 号被保険者関係届」により第 3 号被保険者非該当の届けを提出ください。

○「国民年金第 3 号被保険者関係届」による第 3 号被保険者非該当届が必要となるケース

- (1) 第 3 号被扶養者の収入が基準額以上に増加し、扶養から外れた場合
- (2) 離婚した場合

(5) 組合員から暴力を受けた被扶養配偶者等の取り扱い

配偶者である組合員からの暴力を受けた被扶養者（以下「被害配偶者」という。）が被扶養者から外れる手続きについては、組合員が申告しないことも予想されるため、被害配偶者から次に掲げるいずれかの書類を添えて申出がなされた場合に限り、組合員の申告がなくても当該被害配偶者の認定を取り消すことができるものとし、当該被害配偶者の同伴者（組合員の被扶養者に限る。）についても同様の証明がなされている場合は、当該同伴者の認定を取り消すことができるものとします。

ア 婦人相談所が発行する配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証明書

イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 1 0 条に基づき裁判所が発行する保護命令に係る書類

ウ 配偶者暴力相談支援センター等の公的機関が発行する配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証書

第 5 被扶養者の扶養調査について

被扶養者が引き続き被扶養者として資格要件を満たしているかどうかを確認するため、毎年 7 月に被扶養者の資格確認調査（以下「扶養調査」という。）を実施するものとし、調査の結果、表 1 1 に掲げる取消区分に該当する事実が確認された者については、同表の認定取消日欄に定める日に認定を取り消すものとします。

(1) 扶養調査の実施

① 調査対象者

各年4月1日時点の年齢が満18歳以上である被扶養者（調査年4月1日以降に認定された被扶養者を除く。）

② 調査対象期間

調査前年7月1日から調査年6月30日までの1年間

③ 提出書類

ア 被扶養者申告書[扶養調査用]

調査対象者を有する組合員は、被扶養者認定後の資格審査のため組合が指定する日までにこの申告書を提出しなければならないものとし、この申告書は、資格要件を満たしていることが確認できた者については継続認定申告書として、調査対象期間中に表11に掲げる取消事由に該当していることが確認された者については認定取消申告書として取り扱うものとします。

イ 添付書類

組合は、扶養調査の必要書類を上記アの被扶養者申告書に記載して組合員に周知するものとします。

(2) 期限内に扶養調査に必要な書類が提出されなかった場合

組合が定める日までに扶養調査の提出書類が組合員から提出されなかった場合は、調査対象期間の初日に遡及して当該調査対象者の資格が無効となります。

(3) 取消期間に該当した者の取り扱い

扶養調査で平均収入月額が認定基準額を超えていたことが確認された者については、表12に定める取消期間に該当する期間に限り認定取消とし、その他の期間（当該扶養調査の調査対象期間内にある資格要件を満たしている期間に限る。）は継続認定として取り扱うものとします。この場合、上記(1)③アに掲げる被扶養者申告書[扶養調査用]により、認定取消及び継続認定の手続きを一括して行うことができるものとします。

ただし、表12中の雇用保険の基本手当については、扶養調査では月額を超えているための削除はできませんが、再加入についてはできません。被扶養者申告書により改めて申請していただくこととなります。

(4) 認定取消となった者への通知等

組合は扶養調査で認定取消となった者について、所属所を経由して被扶養者判定通知書を該当組合員に交付するものとし、組合員は取消となった被扶養者の組合員被扶養者証を組合に返納しなければならないものとします。

第6 収入による具体的な判定について

収入形態別の認否については、次に掲げる事例のとおりです。

(凡例: 取消期間)

① 事業収入者等（認定基準額が年額130万円の者）

	前年（暦年）		本年（暦年）			翌年（暦年）		
年間収入額	135万円		125万円			120万円		
判定	—	前々年の収入で判定	7月1日取消			7月1日認定		

② 給与収入者（認定基準額が月額108,334円の者）

	四半期			四半期			四半期			四半期		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
平均給与額	無職			12万円			10万円			10万円		
判定	認定			継続認定			1月1日取消			4月1日再認定		

※ 賞与の支給がある場合は、平均給与額に表9に定める審査基準日前1年分の賞与額の12分の1を加え判定します。

③ 雇用保険受給者 (認定基準額が日額3,612円の者)

日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
区分	待機期間							基本手当日額3,800円を受給した期間													受給終了					
判定	認定							8日から取消													21日から再認定					

④ 年金受給者

(認定基準額が年額180万円の者で、年金増額による年金改定通知書発行日が7月15日)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
年金年額	120万円							185万円					
判定	認定							7月15日取消					

※ 年金改定通知書を紛失されている場合は、増額となった事由が発生した翌月から取り消します。

⑤ フルタイム(月給) からパートタイム(時間給) に変更した者

(認定基準額が月額108,334円の者)

	四半期			四半期			四半期			四半期		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
平均給与額	(月給35万円)			10万円			11万円			11万円		
判定	社会保険の被保険者			喪失日から認定			継続認定			4月1日取消		

⑥ A事業所からの給与収入とB事業所からの給与収入を同時に得ている者

(認定基準額が月額108,334円の者)

	四半期			四半期			四半期			四半期		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
平均給与額A	5万	5万	5万	5万	5万	5万	5万	5万	5万	5万	5万	5万
平均給与額B	6万	7万	8万	5万	5万	5万	6万	6万	6万	6万	6万	6万
合計平均給与額	12万円			10万円			11万円			11万円		
判定	前期の収入で判定			10月1日取消			1月1日認定			4月1日再取消		

⑦ 事業収入と給与収入を同時に得ている者 (認定基準額が年額130万円の者)

	前年(暦年)			本年(暦年)			翌年(暦年)			
事業収入	年額55万円	計年額135万円	年額30万円	年額30万円	計年額110万円	年額30万円	年額80万円	年額80万円	計年額110万円	
給与収入	年額80万円									
判定	-	前々年の収入で判定			7月1日取消			7月1日認定		

※ それぞれの収入が単独で超える場合は、①又は②の基準により取り消します。単独で超えない場合は、それぞれの前年収入を合算し判定します。

⑧ 公的年金収入と給与収入を同時に得ている者

(認定基準額が月額15万円の者で、年金増額による年金改定通知書発行日が2月15日)

	四半期			四半期			四半期			四半期		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
年金年額	80万円			(80万円÷12=66,666円)			150万円			(150万円÷12=125,000円)		
平均給与額	83,334円			80,000円			60,000円			60,000円		
合計平均収入額	150,000円			146,666円			165,555円			185,000円		
判定	前期の収入で判定			10月1日取消			1月1日認定			4月1日取消		

※ それぞれの収入が単独で超える場合は、②又は④の基準により取り消します。単独で超えない場合は、年金増額による年金改定通知書が発行された月から給与収入の判定日前3ヶ月における平均月額に年金額の1/2を加え、15万円を基準に判定します。なお、年金改定通知書を紛失されている場合は、④の基準と同様に取り扱い判定します。

⑨ 退職し、その後、再就職した場合

(パート(時間給)を9月末に退職し、11月1日から再就職した場合、11月、12月の給料の捉え方)

	四半期			四半期			四半期			四半期		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
平均収入月額	10万円			無職	11万円		12万円			12万円		
判定	—			認定			認定 判定日では3ヶ月平均			4月1日取消		

⑩ 再就職手当(雇用保険)と給与収入を同時に得ている者

(9月末に退職後、11月に再就職し、再就職手当を3ヶ月分受給した場合、月額により判定)

	四半期			四半期			四半期			四半期		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
再就職手当	—				8万	8万	7万	—			—	
平均収入月額	—			無職	9万円		8万円			9万円		
合計平均収入額	(月給25万円)			113,333円			103,333円			90,000円		
判定	社会保険の被保険者			認定			1月1日取消			4月1日認定		

附 則

- 1 この基準は、平成30年10月9日から施行します。
- 2 熊本縣市町村職員共済組合被扶養者認定事務取扱要領(平成18年4月1日)は、廃止します。